

舟橋村選挙管理委員会告示第5号

期日前投票所の場所等について

公職選挙法（昭和25年法律第110号）第48条の2第3項の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の開設場所は、次のとおりである。

令和8年1月27日

舟橋村選挙管理委員会
委員長 林 清輝



投票区名	期日前投票所の場所
舟橋村投票区	舟橋村佛生寺55 舟橋村役場1階総務課